

報告第十五号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起  
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和元年十一月二十五日

江戸川区長 齊藤 猛

## 訴えの提起調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	3,759,263 円	2 件
合 計	3,759,263 円	2 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金  
 担当部 課 福祉部福祉推進課

No. 2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				貸付金額	当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日			
1	1,180,306 円	令和元年7月22日	東京簡易裁判所 令和元年(ハ)第30399号	令和元年8月2日	平成16年4月7日	3,900,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)	
2	2,578,957 円	令和元年7月22日	東京地方裁判所 令和元年(ワ)第20811号	令和元年8月2日	平成17年3月30日	6,500,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 千葉市民 (連帯保証人)	
計	3,759,263 円							